【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の 度合いを示すもの

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

○ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費比率 (料

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

○ 将来負担比率

(3か年平均)

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高 を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

 資金不足比率
 =

 事業の規模

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等(区市町村)】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ11.25%~15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ16.25%~20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	_
資金不足比率	(経営健全化基準)20%	_